⑨ 給与支払報告書の提出と特別徴収の実施について（お願い）

熊本市役所市民税課

事業者の皆様へ

日頃から、本市の税務行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

地方税法の規定により、１月１日現在において所得税の源泉徴収義務がある事業者（給与支払者）は、前年中に給与の支払いをした全ての者（給与所得者）について給与支払報告書を作成し、給与所得者の１月１日における住所地の市町村長に提出しなければならないとされています。

また、熊本県と県内市町村は、所得税の源泉徴収義務者である事業者を個人住民税の特別徴収義務者として指定し、特別徴収の完全実施に取り組んでおります。

給与支払報告書は、個人住民税の税額計算の基礎となる大切な書類ですので、この手引きをご覧いただき、**令和９年（２０２７年）２月１日（月）**までにご提出ください。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の施行に伴い、給与支払報告書については、法人番号及び個人番号の記載が必要となります（**地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成２７年総務省令第９１号）平成２８年1月1日施行）。**

短期雇用者、アルバイト、パート、役員など給与をお支払いになった全ての方について給与支払報告書をご提出いただき、特別徴収の実施をお願いいたします。なお、乙欄給与として提出される方も、毎月給与の支給がある場合は特別徴収の対象となりますので、重ねてご理解とご協力をお願いします。

給与支払報告書提出の際はぜひ**eLTAXをご利用ください（詳細6頁参照）。**

１　提出先市町村

給与支払報告書は、給与所得者（従業員等）の**令和９年（２０２７年）1月1日現在における住所地**の各市町村に提出してください。中途退職者につきましては、退職時の住所地の各市町村に提出をお願いします。

※実際に居住している住所と、住民票の住所が異なる方がいる場合は、住民票の異動手続きを行うようご説明ください。

２　提出対象者

熊本市では、令和８年（２０２６年）1月から12月までに**給与等を支払った方全員**について、支払額の多少にかかわらずご提出をお願いしています。　※給与支払額が2,０００万円を超え年末調整を行わない方や、個人で税務署へ確定申告をされる方についても給与支払報告書の提出が必要です。必ずご提出ください。

３　提出期限

給与支払報告書の提出期限は、令和9年（２０２７年）２月1日（月）です。

受付は、随時行っております。期限直前は混み合いますので、早めの提出にご協力ください。

区ごと（中央・東・西・南・北）に分けずに、市内全域分を1枚の総括表でまとめてご提出ください。



４　熊本市の提出先及び問合せ先

〒860-8601　熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市役所　市民税課
(096)328－2183(直通)
直接持参される場合は、熊本市役所2階市民税課窓口まで

ホームページ

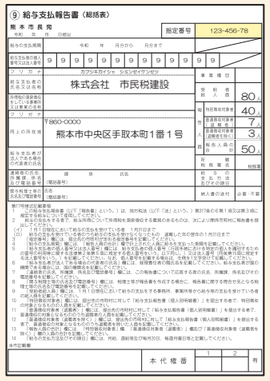
熊本市　給与支払報告書　検索

ホーム ＞ 組織から探す ＞ 財政局 ＞ 税務部 ＞ 市民税課 ＞ 令和9年度（2027年度）
給与支払報告書の提出と特別徴収の実施について

給与支払報告書の詳しい記入方法については、国税庁作成の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」又は、国税庁ホームページをご覧ください。https://www.nta.go.jp/

窓口混雑の解消及び電子申告推進のため、郵送及びeLTAXの利用による提出にご協力をお願いします。

5 給与支払報告書（総括表・個人別明細書）の記入について


⑨ 給与支払報告書（総括表）

熊本市長 殿

指定番号 123-456-78

株式会社　市民税建設

〒860-0000
熊本市中央区手取本町1番1号

80人
40人
7人
3人
50人

本代報番

★総括表について

◆受給者総人員

令和9年（2027年）1月1日現在で給与の支払いを受けている者の総人員（前年中の退職者を除く）を記入してください。

※熊本市外の受給者も含めた事業所の総人員になります。

◆報告人員

熊本市へ給与支払報告書を提出する人員（退職者を含む）を延べ人数で記入してください。

※個人別明細書の枚数と報告人員の数が一致するか確認してください。

◆訂正が生じた場合

提出後に内容に訂正が生じた場合は、総括表の余白及び個人別明細書の摘要欄に「訂正分」と朱書きして、再度ご提出ください。

［提出方法について］

- 必ず熊本市作成の総括表を添付してご提出ください。
- 税理士事務所等に事務を依頼される場合は、熊本市作成の総括表を渡してください。
- 個人別明細書は、1人につき1枚ご提出ください（副本は不要です。）。





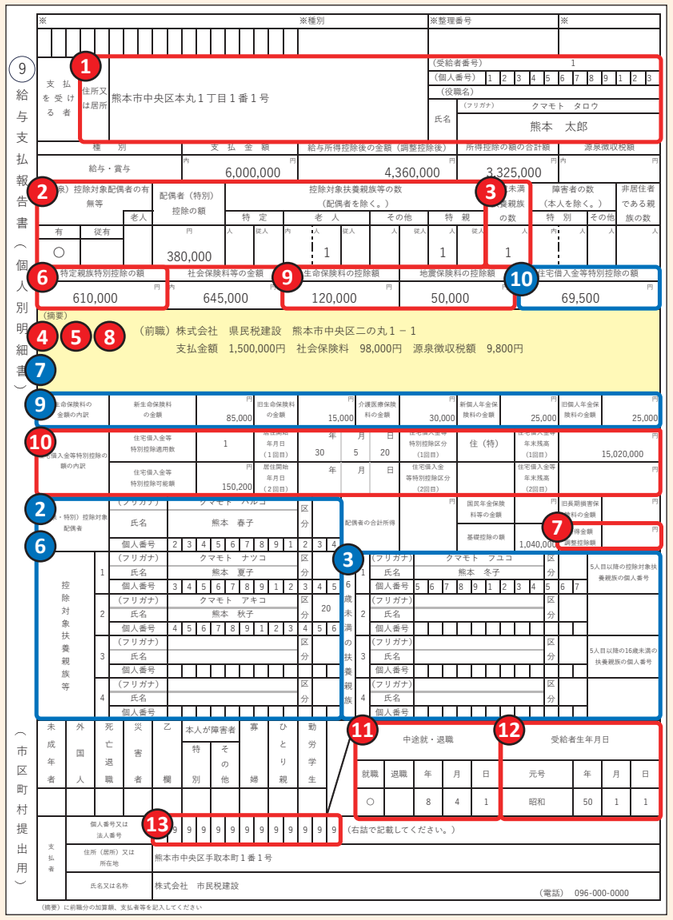

普通徴収申請書


A　退職予定　R9.3.31

総括表 ➡ 特別徴収分 個人別明細書 ➡ 普通徴収申請書 ➡ 普通徴収分 個人別明細書

※必ずこの順番に並べてご提出ください。

★個人別明細書について記載例を参考に記入されているか、チェック☑してみましょう!


⑨ 給与支払報告書（個人別明細書）

※種別　※整理番号

① 支払を受ける者 住所又は所居 熊本市中央区本丸1丁目1番1号
（受給者番号）1
（個人番号）1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3
（役職名）
氏名（フリガナ）クマモト　タロウ
熊本　太郎

種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	6,000,000円	4,360,000円	3,325,000円	円

② （源泉）控除対象配偶者の有無等：有 ○ ／ 従有 ／ 老人
配偶者（特別）控除の額：380,000円
控除対象扶養親族等の数（配偶者を除く。）：特定 人 ／ 老人 1人 ／ その他 人 ／ 特親 1人 ／ 従人
③ 16歳未満扶養親族の数：1人
障害者の数（本人を除く。）：特別 人 ／ その他 人
非居住者である親族の数 人

⑥ 特定親族特別控除の額：610,000円
社会保険料等の金額：645,000円
⑨ 生命保険料の控除額：120,000円
地震保険料の控除額：50,000円
⑩ 住宅借入金等特別控除の額：69,500円

（摘要）
④ ⑤ ⑧ （前職）株式会社　県民税建設　熊本市中央区二の丸1－1
支払金額　1,500,000円　社会保険料　98,000円　源泉徴収税額　9,800円

⑦ 生命保険料の金額の内訳
新生命保険料の金額：85,000円
旧生命保険料の金額：15,000円
介護医療保険料の金額：30,000円
新個人年金保険料の金額：25,000円
旧個人年金保険料の金額：25,000円

⑩ 住宅借入金等特別控除額の内訳
住宅借入金等特別控除適用数：1
住宅借入金等特別控除可能額：150,200円
住宅借入金等特別控除開始年月日（1回目）：30年5月20日
住宅借入金等特別控除開始年月日（2回目）：年月日
住宅借入金等特別控除区分（1回目）：住（特）
住宅借入金等特別控除区分（2回目）：
住宅借入金等年末残高（1回目）：15,020,000円
住宅借入金等年末残高（2回目）：円

② （源泉・特別）控除対象配偶者：フリガナ　クマモト　ハルコ　区分
氏名：熊本　春子
個人番号：2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4
配偶者の合計所得：
国民年金保険料等の金額：
基礎控除の額：1,040,000円
⑦ 旧長期損害保険料の金額：
旧個人年金保険料の金額：
地震保険料の金額：
旧生命保険料の金額：
一般の生命保険料の金額：
所得金額調整控除額：

③ 控除対象扶養親族等
1 フリガナ　クマモト　ナツコ　区分　氏名　熊本　夏子　個人番号 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5　5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号
2 フリガナ　クマモト　アキコ　区分 20　氏名　熊本　秋子　個人番号 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5 6
3 フリガナ　区分　氏名　個人番号　5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号
4 フリガナ　区分　氏名　個人番号
⑥ 16歳未満の扶養親族
1 フリガナ　クマモト　フユコ　区分　氏名　熊本　冬子　個人番号 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5 6 7
2 フリガナ　氏名　個人番号
3 フリガナ　氏名　個人番号
4 フリガナ　氏名　個人番号

未成年者 ／ 外国人 ／ 死亡退職 ／ 災害者 ／ 乙欄 ／ 本人が障害者 特別 ／ その他 ／ 寡婦 ／ ひとり親 ／ 勤労学生

⑪ 中途就・退職：就職 ／ 退職 ○ ／ 年 8 ／ 月 4 ／ 日 1
⑫ 受給者生年月日：元号 昭和 ／ 年 50 ／ 月 1 ／ 日 1

⑬ 個人番号又は法人番号：9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 （右詰で記載してください。）

支払者 住所（居所）又は所在地：熊本市中央区手取本町1番1号
氏名又は名称：株式会社　市民税建設　（電話）096-000-0000

（摘要）に前職分の加算額、支払者等を記入してください

① 住所・氏名・個人番号等 □

住所・氏名・フリガナ・個人番号等を記入してください。

令和9年（2027年）1月1日現在の住所について区名、町名・番地・アパート名・部屋号数等まで詳しく記入してください。

② （源泉・特別）控除対象配偶者・扶養親族・特定親族・個人番号 □

控除対象配偶者は、この有無を記入する欄に○を、扶養親族と特定親族については、控除に応じた人数を左図を参考に記入してください。

② （源泉・特別）控除対象配偶者・扶養親族・特定親族の氏名・フリガナ・個人番号を記入してください。

③ 16歳未満扶養親族 □

扶養状況に応じた人数を記入してください。

③ 16歳未満の扶養親族欄に氏名・フリガナ・個人番号を記入してください。

※扶養している人数が個人住民税の**非課税限度額等の算定に関わるため、必ず両方（人数・名前）記入**してください。

摘要欄

④ 前職（他社）分を合算 □

前職（他社）分の給与支払額を含めて年末調整した場合は、**必ずその支払者名と住所、合算した給与支払金額、社会保険料の金額、源泉徴収税額を記入してください。なお、電子データで提出される場合は、前職分の給与や社会保険料等の額を入力する項目がありますので、当該項目に必ず入力してください。**

※中途退職の方で、自社分給与のみの報告の場合には、「前職なし」と記入してください。

※記入がない場合は、前職分を含んでいないものとして取り扱います。

⑤ 同一生計配偶者を有する場合 □

同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、摘要欄に「同一生計配偶者の氏名（同配）」と記入してください。

⑥ 特定親族特別控除の適用がある場合 □

【令和8年度より新設】

「特定親族特別控除の額」欄に控除合計額を記入してください。

⑥ 控除対象扶養親族欄の区分には、特定親族各人別の特定親族特別控除の額に応じて、10～91（※）の数字を記入してください。

（※）記入する数字の詳細については、国税庁作成の「令和8年分給与所得の源泉徴収票の法定調書の作成と提出の手引」P10をご参照ください。
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2026/

⑦ 所得金額調整控除の適用がある場合 □

所得金額調整控除の金額を記入してください。

⑦ 扶養親族が特別障害者または23歳未満の場合は摘要欄に「扶養親族の氏名（調整）」と記入してください。
ただし、控除対象扶養親族欄等ですでに記入している場合は省略可能です。「給与所得控除後の金額」は所得金額調整控除額を差し引いて記入してください。

⑧ 退職所得のある配偶者又は扶養親族を有する場合 □

退職所得（源泉徴収されたものに限る）のある配偶者（退職所得を除いた合計所得金額が133万円以下）又は扶養親族（退職所得を除いた合計所得金額が62万円以下）がいる場合は、摘要欄に氏名（氏名の前には（退）と記載）、続柄、生年月日、住所、退職所得を除いた合計所得金額の見積額、障害の区分、国外居住の状況、給与受給者が寡婦またはひとり親である場合にはその旨を記入してください。

⑨ 生命・地震保険料の支払額 □

生命保険料の控除・地震保険料の控除がある場合は、控除額をご記入ください。

⑨ 生命保険料の控除については、必ず支払金額の記入もお願いします。

※所得税と個人住民税では控除額の計算方法が異なりますので、支払金額の記入がないと正しく控除を受けられない場合があります。

⑩ 住宅借入金等特別控除 □

住宅借入金等特別控除対象の方は、住宅借入金等特別控除可能額及び住宅借入金等特別控除後の額、居住開始年月日を和暦で記入してください。また、住宅借入金等特別控除区分を記入してください。記入がない場合は非該当として扱います。

⑩ 住宅借入金等特別控除の額の欄には、年末調整の際に所得税額から控除した金額を記入してください。

⑪ 中途就・退職 □

令和8年（2026年）中に、中途就職または退職された場合は、いずれかの欄に○印を付け、その年月日を記入してください。**退職予定の場合については摘要欄に退職予定日を記入してください。**（記入がないと退職者でも在職者扱いとし、特別徴収になる場合があります。）

⑫ 受給者生年月日 □

給与受給者の生年月日は必ず記入してください。

⑬ 事業所の法人番号又は個人番号 □

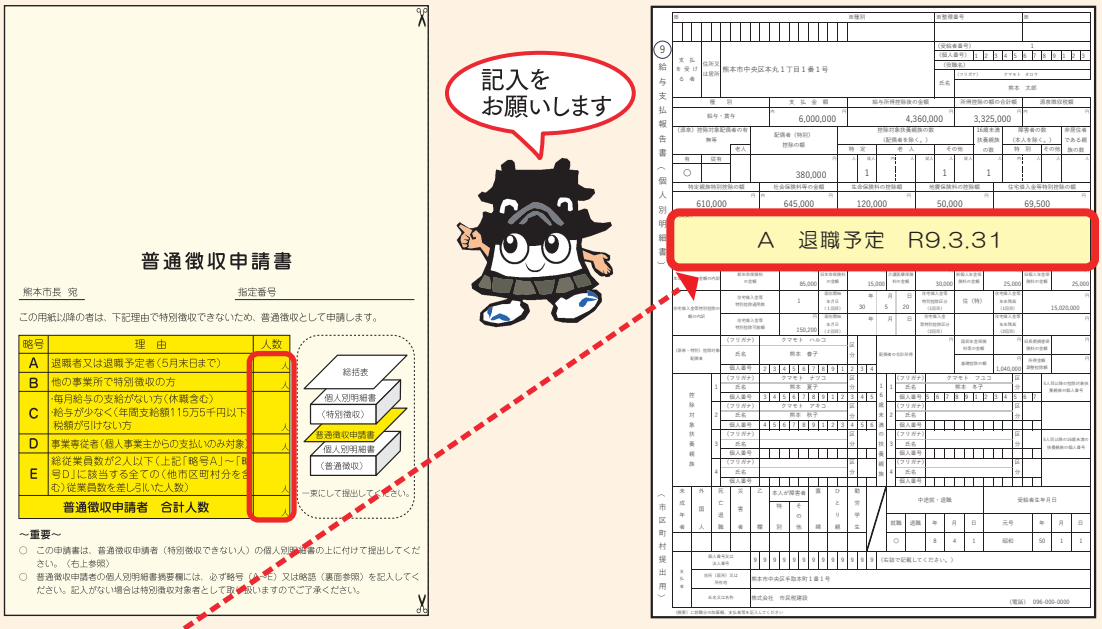
支払いをする事業所の法人番号または個人番号を記入してください。

特別徴収税額決定通知書の印字順について

特別徴収税額決定通知書は、個人別明細書の**提出順での印字**となります。印字する順番に希望がある場合は、必ずその順に並べてご提出ください。なお、電子データで提出される場合も同様に、提出順での印字となります。

6 普通徴収申請書について

○下記略号A～Eの特別徴収できない理由に該当する方がいる場合は、必ず「普通徴収申請書」に人数を記入し、**個人別明細書の摘要欄**に特別徴収できない理由の**略号または略語**を記入してご提出ください。



特別徴収できない理由（普通徴収申請理由）

略号	理　由	内　容	略　語
A	退職者又は 退職予定者 （5月末日まで）	令和８年（２０２６年）中の退職者、令和９年（２０２７年）5月末日までに退職予定の方。	・退職予定 〇年〇月〇日 ※退職者は中途就退職欄に日付を記入してください。
B	他の事業所で 特別徴収の方	他の事業所で支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方（他事業所で特別徴収されていることを確認のうえご記入ください。）。	・他事業所特徴
C	毎月給与の支給がない方（休職含む） 又は 給与が少額の方	・給与の支払いが年間４回など、毎月給与の支給がない方（アルバイト等についても、毎月支給がある方は特別徴収となります。）。 ・給与が少なく（年間支給額１１５万５千円以下）税額が引けない方。	・給与年〇回払い ・毎月無し ・給与少額 ・休職者
D	事業専従者 （個人事業主からの支払いのみ対象）	青色・白色申告を行う個人事業主から給与の支払いを受ける同一生計の親族の方は普通徴収できることとしています。	・事業専従者 ・専従者
E	総従業員数が ２人以下	令和９年（２０２７年）1月1日現在において、「略号A」～「略号D」に該当する全ての（他市区町村を含む）従業員数を差し引いた人数が２人以下の事業所については、普通徴収できることとしています。	・総従業員数が２人以下

eLTAX・光ディスク等でのご提出の際も、摘要欄に略号または略語を入力してください。

※ 略号A～Eまたは略語以外の理由では、普通徴収は認められません。また、略号・略語を記入されたとしても、普通徴収理由に該当しないと判断された場合は、特別徴収となる場合があります。
乙欄給報の場合も略号・略語を記入されていなければ特別徴収の対象です。

※ 毎月の給与支給がある場合は、いずれかの事業所で特別徴収となります。
熊本県等の入札参加資格申請に必要な特別徴収実施確認書を提出した事業所については、D・Eに該当する場合でも特別徴収を実施していただきます。

7　従業員等のみなさまへお知らせください

合計所得金額（給与所得控除後の金額）が1,000万円を超える方

合計所得金額（給与所得控除後の金額）が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができなくなりました。そのことにより、配偶者の方が所得・課税証明書を取得する際に、市民税・県民税申告書の提出が必要になる場合があります。詳しくは1頁の「4　熊本市の提出先及び問合せ先」にお問い合わせください。

給与・公的年金等に係る所得以外の所得がある方

確定申告をする際に、確定申告書第2表の「住民税に関する事項」欄に申告することにより、給与・公的年金等以外の所得に係る個人住民税については、個人での納付（普通徴収）を希望することができます（ただし、給与所得に係る分については給与からの特別徴収です。）。

※徴収方法の選択について記入がない場合は、全て給与からの特別徴収となります。
※その他、該当する項目について記入がない場合は、個人住民税の適用を受けることができない場合がありますのでご注意ください。

○住民税・事業税に関する事項

	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法		都道府県、市区町村への寄附（特例控除対象）	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
					特別徴収	自分で納付				
住民税	円	円	円		○	○	円	円	円	円



8　給与支払報告書を提出した後に退職や転勤等があった場合

令和9年度（2027年度）給与支払報告書を提出した後に、退職・休職・転勤・転職等の異動が生じ、**令和9年（2027年）6月から個人住民税の特別徴収ができなくなる場合は、令和9年（2027年）4月15日（木）までに下記の表に従って「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（以下「給与所得者異動届出書」という。）をご提出ください。提出が遅れると、在籍していない方の特別徴収税額決定通知書が届くことになりますので必ず期限内にご提出をお願いします。**

＜給与所得者異動届出書の提出先について＞

【該当者の令和8年度（2026年度）の特別徴収の状況】	【給与所得者異動届出書の提出先】
熊本市課税で特別徴収	熊本市
他市町村課税で特別徴収	熊本市及び他市町村
特別徴収していない、かつ令和9年度（2027年度）給与支払報告書を熊本市に提出した	熊本市

※「給与所得者異動届出書」の様式は、熊本市のホームページからダウンロードできます。
※年末調整終了後に、従業員の方に住所変更があった場合など、他市町村に提出すべき給与支払報告書を誤って熊本市に提出された場合については、「給与支払報告書住所誤報届出書」を提出し、給与支払報告書を正しい市町村へ改めて提出してください。

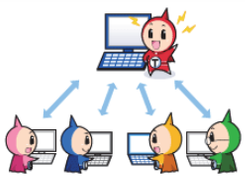
9 eLTAX（エルタックス／電子申告）について

給与支払報告書の提出はｅＬＴＡＸ（エルタックス／電子申告）をご利用ください。

給与支払報告書について、税務署への源泉徴収票をe-Taxまたは光ディスク等による提出が義務付けられた事業所は、市町村に提出する給与支払報告書についても、ｅＬＴＡＸまたは光ディスク等により提出することが義務付けられました。

（令和7年（２０２５年）1月に提出した「給与所得の源泉徴収票」の枚数が「３０枚以上」であった場合は、令和9年（２０２７年）1月に提出する「給与所得の源泉徴収票」はe-Tax又は光ディスク等により提出する必要があります。）

＜eLTAXによる提出＞



eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用し、インターネットを通じて給与支払報告書等を提出する場合は事前の準備と登録等の手続きが必要です。

《eLTAXに関する問合せ先》

電　　話　0570-081459
ホームページ　https://www.lta.go.jp/

＜光ディスク等による提出＞



光ディスク等で給与支払報告書等を提出する場合は、事前に熊本市ホームページに掲載しております「給与支払報告書の光ディスク等による提出のしおり」をご確認ください。

《光ディスク等による提出の問合せ先》

問 合 せ 先　熊本市　市民税課
電　　話　096-328-2183
ホームページ　https://www.city.kumamoto.jp/

電子データによる提出時のお願い

○ 提出の際は、なるべく早めの提出にご協力ください。
（データ不備の場合、再提出をお願いする場合がございます。）

○ eLTAXまたは光ディスク等により給与支払報告書を提出する場合、普通徴収申請書の提出は省略できますが、特別徴収できない方については、普通徴収項目に「1」を入力（PCdesk利用の場合は普通徴収を選択）し、**必ず摘要の項目に該当する略号（A～E）または略語（4ページの普通徴収申請書の記載内容を参照）を入力いただきますようお願いします。略号（語）の入力がない場合は、特別徴収対象者として取り扱います。**

○ 電子データで給与支払報告書を提出される場合は**重複して紙での提出はされないよう、ご注意ください（総括表も同様です）。**

○ 電子データで提出される場合は、前職分の給与や社会保険料等の額を入力する項目がありますので、当該項目に必ず入力してください。

電子申告による特別徴収税額通知受取方法について

① eLTAXによる**特別徴収税額通知（納税義務者用）**について
給与支払報告書をeLTAX（エルタックス）で提出する際に、特別徴収税額通知（納税義務者用）の受取方法を下記のとおり選択できます。
・電子データ（正本）　→　電子データをeLTAXで受け取る
・書面（正本）　→　紙を郵送で受け取る
※「電子データ（正本）」を選択した場合は、**必ず従業員の「受給者番号」を入力してください。**
※「電子データ（正本）」は、**従業員に電子的に配付（社内システムやメール等）できる特別徴収義務者のみ選択可能です。**
※税額通知発送後、媒体を変更しての通知再発行は行いませんので受取方法の選択誤りにはご注意ください。

② eLTAXによる**特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）**について
給与支払報告書をeLTAX（エルタックス）で提出する際に、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の受取方法を下記のとおり選択できます。
・電子データ（正本）　→　電子データをeLTAXで受け取る
・書面（正本）　→　紙を郵送で受け取る
※「電子データ（正本）」を選択した場合は、お知らせ等の通知を受け取るために必要となる通知先アドレスをご確認ください。
※「書面（正本）＋電子データ（副本）」の提供は終了しました。
※税額通知発送後、媒体を変更しての通知再発行は行いませんので受取方法の選択誤りにはご注意ください。

③ 光ディスクによる**特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）**について
「書面（正本）」のみの提供。
※　電子データでの通知を希望される場合は、eLTAXによる給与支払報告書の提出が必要となります。

《eLTAXにかかる変更に関しての詳細は、地方税共同機構ホームページをご確認ください。》

・eLTAXホームページ　https://www.lta.go.jp/
・特徴税通（納税義務者用）特設ホームページ　https://www.lta.go.jp/news/08036
※　熊本市へお問い合わせいただいても、お受けできません。ホームページ内の「よくある質問」などをご確認ください。